

東京都子供・若者計画（平成27年8月策定） 本文

第4章 推進体制等の整備

都が、本計画に掲げた理念を実現し、全ての子供・若者が希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など、様々な分野で取り組んでいるそれぞれの施策や事業を総合的に推進していくことが欠かせません。特に、社会的自立に困難を抱えている子供・若者とその家族に対しては、相談体制を確保するとともに、社会的・職業的自立や地域社会での円滑な生活をきめ細かく支援していくことが必要です。

これまで実施してきた子供・若者支援に関わる様々な分野の施策をより効果的に実施するため、全ての関係部局や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、計画的かつ着実に取り組んでいくことが求められます。

また、子供・若者が困難を抱えるに至った背景が複雑・多様化していることから、国や都、区市町村だけでなく、家庭、地域のNPO団体等や企業など、幅広い関係機関が機能的ネットワークを構築し、相互に連携・協力し、一体となって対応していくことが重要です。

(27子供・若者計画 P.103)

1 都における計画の推進体制

(1) 東京都子供・若者問題対策会議

都は、子供・若者に係る問題について、各局の連携強化に資するよう情報を共有するとともに諸課題について検討し、政策の方向性を示すことを目的として、副知事を座長とする「東京都子供・若者問題対策会議」を設置・運営しています。

現在、「子供の安全対策」をはじめ、「非行少年の立ち直り支援」、「いじめ」、「ネット・ケータイ」など10項目の課題を設定し、課題ごとに局横断的な取組を検討・推進しています。

(2) 東京都青少年問題協議会

東京都青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法等に基づいて設置された知事の附属機関です。青少年問題に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査・審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見具申を行います。

本計画は、青少年問題協議会の諮問・答申を経て策定されました。

(3) 東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年健全育成審議会は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第19条に基づいて設置された知事の附属機関です。知事が優良図書類等の推奨や不健全図書類等の指定等を行う際に意見を具申します。

(4) 東京都子供・若者支援協議会

都は、子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、平成26年3月に東京都子供・若者支援協議会を設置しました。

本計画で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携・協力を密にし、総合的かつ着実な施策の推進を図ります。また、本計画の進捗状況を定期的に報告・点検し、様々な立場の支援機関の意見等を聴くことで、計画を推進する上での課題等を再検討し、施策の一層の推進を図ります。

(5) 区市町村、民間団体等との連携

住民に最も身近な区市町村との連携を推進するとともに、地域のニーズに応じて、区市町村が子供・若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、子供・若者の育成支援に関わるNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成、資質の向上等に取り組んでいきます。

また、先駆的・モデル的事業に積極的に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供するほか、区市町村で対応が困難な事例を共有するなど、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援していきます。

(6) 社会全体で取り組むための啓発

困難を抱える子供・若者を社会全体で支援していくことの重要性を普及啓発することにより、子供・若者の育成支援に携わる関係機関相互の連携・協力を強化し、地域における支援のネットワーク整備を推進します。

(27 子供・若者計画 P. 103)

2 区市町村の役割

(1) 地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進

区市町村は、子供・子育て支援施策の実施主体であり、小・中学校の設置者でもあることから、子供・若者の発達段階に応じた支援を切れ目なく実施する上で重要な役割を担っています。

このため、区市町村には、住民に身近な自治体として、その区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められます。

都は、区市町村が、地域の子供・若者の支援ニーズの実態や、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に推進していくことができるよう支援していきます。

(2) 区市町村子供・若者計画の策定

区市町村は、国の「子ども・若者ビジョン」及び「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該区市町村の区域内における子供・若者の育成支援についての計画（以下「区市町村子供・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとされています（法第9条第2項）。

都は、全ての区市町村で、地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画が策定されるよう推進していきます。

(3) 地域における子供・若者育成支援ネットワーク（子供・若者支援地域協議会）の設置

区市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、単独で、又は共同して、関係機関等により構成される子供・若者支援地域協議会を設置するよう努めるものとされています（法第 19 条第 1 項）。

都は、社会的自立に様々な課題を抱える子供・若者や、社会生活を営む上で困難を抱える子供・若者が、より身近な区市町村において適切な支援が受けられるよう、区市町村における子供・若者支援地域協議会の設置を推進していきます。

(27 子供・若者計画 P. 104~105)

3 子供・若者支援地域協議会の仕組み

(1) 協議会を設置する趣旨

近年、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子供・若者をめぐる環境が悪化しています。また、ニートやひきこもり、不登校など、子供・若者の抱える問題も深刻化・複雑化しています。

子供・若者の抱える課題が、個別の支援体制における関係機関だけで対応することが困難な場合には、様々な機関が相互にネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして支援していくことが効果的です。また、今後、変容する社会情勢の中で、予想しがたい新たな困難が生じてきた場合においても、協議会のネットワークを活用して支援していくことが求められます。

法により地方公共団体が設置する協議会には、困難を抱えた子供・若者を含め、全ての子供・若者の自立を支援するセーフティーネットとしての役割が期待されています。

(2) 協議会の基本的な構成等

① 対象となる子供・若者

協議会における支援の対象となる子供・若者とは、修学及び就業のいずれもしていない子供・若者その他の子供・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（法第 15 条第 1 項本文）です。

したがって、ひきこもりや若年無業者だけではなく、不登校など様々な困難を有する子供・若者を幅広く含みます。一方、福祉、雇用といった個別の分野におけるそれぞれの担当機関や他のネットワークによる支援も充実してきていることから、他のネットワーク等だけで十分に対応可能な場合は、適切な支援機関へつなぐことが必要です。協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを対象とします。

ここにおける「子供・若者」の対象年齢は 30 歳代までを想定しています。

② 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第 1 条の 3 に規定する地方公共団体であり、都道府県、区市町村のほか、地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれます。

なお、複数の区市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することもできます。

③ 協議会の名称

協議会の名称は、設置要綱等において法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にしていれば、必ずしも「子供・若者支援地域協議会」という文字を用いる必要はありません。協議会の名称は、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっています。

④ 構成員

協議会の対象となる困難を有する子供・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源の活用や、多様なアプローチが考えられます。

このため、協議会の構成員としては、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、NPO法人その他の団体並びに学識経験者等であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子供・若者育成支援に関連する分野に従事するものが想定されます（法第15条第1項本文）。

ただし、法律上想定されている全ての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能です。

（子供・若者支援地域協議会を構成する関係機関の具体例）

| 分野 | 団体 | 個人 |
|--------------|---|--|
| 教育 | 教育委員会、教育相談センター、 学校（大学を含む。） | 校長その他の教員、 スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、 特別支援教育コーディネーター |
| 福祉 | 福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、 子供家庭支援センター 社会福祉施設、児童相談所、 発達障害者支援センター、 ひきこもり地域支援センター | 保育士、家庭相談員、 民生委員・児童委員、 社会福祉士 |
| 保健・医療 | 精神保健福祉センター、保健所、 市町村保健センター、 病院、診療所、心理相談所 | 医師、看護師、保健師、 心理職、 精神保健福祉士 |
| 矯正、更生 保護等 | 保護観察所、少年鑑別所、 少年センター | 保護司 |
| 雇用 | 地域若者サポートステーション事業・合宿型 自立支援プログラムを運営しているNPO 等の法人・団体、 ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ | キャリア・コンサルタント |
| 総合相談等 | 子供・若者総合センター※、 子供・若者の支援に携わるNPO等 | 少年補導員 |

※「少年補導センター」、「少年センター」等を含む。

⑤ 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としています。まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要があります。

協議会の運営方法は、設置主体や地域の状況により規模等が異なるため一律に考える必要はありません。例えば、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることも考えられます。

⑥ 調整機関（法第 21 条）

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とします。

⑦ 指定支援機関（法第 22 条）

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子供・若者に対し法第 15 条第 1 項各号に規定する支援を担うことをその役割とする民間団体です。指定支援機関は、協議会を設置した地方公共団体の長が、構成機関等のうちから、1 つの団体を指定することになります。

指定支援機関は、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待されます。

⑧ 子ども・若者総合相談センター（法第 13 条）

地方公共団体は、子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとされています。

その場合、新たに相談窓口や関係施設を設ける場合のほか、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持つことも可能です。

(27 子供・若者計画 P. 105～107)

4 関係機関との連携の強化、人材の養成

(1) 既存の協議会、ネットワーク等との連携

社会的自立に向けて困難を有する子供・若者への支援を実施するに当たっては、多様な関係機関が連携していくことが必要になります。また、既に地域において様々な支援を行っている既存の協議会やネットワーク等の中には、子供・若者育成支援ネットワークと支援の対象者が一部重複したり、目的等が重なり合うものがあります。

このため、区市町村の実情に応じ、既存のネットワークと連携して、子供・若者育成支援ネットワークの活動を充実させたり、あるいは、必ずしも新たな仕組みを立ち上げなくても、既存の仕組みの中で活用可能なものを子供・若者支援地域協議会として機能させていくことも考えられます。

既存の協議会及びネットワークには、例えば以下のようなものがあります。

| 名称等 | 概要 |
|--------------------------------------|--|
| 要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第25条の2) | 要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所などの関係機関が、必要な情報交換や支援内容の協議などを行うネットワーク |
| 生活困窮者自立支援制度の 支援調整会議等の地域ネット ワーク | 支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワーク |
| 地域若者サポートステー ション事業のネットワー ク | ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク |
| 児童生徒の不登校・いじめ等 に対応するためのネットワ ーク | 不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター（適応指導教室）等の関係機関によるサポートのためのネットワーク |
| 特別支援教育を総合的に支 援するためのネットワーク | 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための、教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク |
| ひきこもり地域支援センタ ーのネットワーク | ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能を担うものであり、相談内容に応じた適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク |
| 少年非行対策ネットワーク | 少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク |

(2) 人材の養成

子供・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。

都及び区市町村は、子供・若者の育成の課題を具体的に共有し、それぞれの協議会の円滑な運営を図るため、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じて人材の養成や資質の向上に努めていきます。

(27 子供・若者計画 P. 107～108)